

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

平成30年3月31日

土曜日

号外

目次

条 例

○富山県税条例の一部を改正する条例

1

条 例

富山県税条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月31日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県条例第52号

富山県税条例の一部を改正する条例

富山県税条例（昭和29年富山県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項第1号中「及び第65条」を「並びに第65条第1項及び第4項」に改め、同項第2号中「第72条の45の2」を「第72条の45の2第1項」に改める。

第47条第3項中「第53条第24項」を「第53条第26項」に改め、同条第4項中「によつて」を「により」に改め、同条第5項中「第53条第26項から第29項まで」を「第53条第28項から第31項まで」に改め、同条第7項中「によつて」を「により」に改め、同条第9項中「第53条第33項各号」を「第53条第35項各号」に改め、同条第10項中「第53条第34項」を「第53条第36項」に改め、同条第12項中「によつて」を「により」に改める。

第52条第1項各号列記以外の部分中「によつて」を「により」に改め、同項第2号中「ガス供給業」の次に「（ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第5項に規定する一般ガス導管事業及び同条第7項に規定する特定ガス導管事業以外のものうち、同条第10項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガ

ス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。以下この節において同じ。）」を加え、同条第5項中「法施行地」を「法の施行地」に改める。

第85条第1項中「第73条の24第4項」を「第73条の24第5項」に改め、同条第5項中「第73条の24第4項」を「第73条の24第5項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第73条の24第1項又は第2項」を「第73条の24第1項から第3項までのいずれか」に、「第73条の24第4項」を「第73条の24第5項」に、「者は、」を「者にあつては」に、「前項」を「第3項」に改め、「除く。）を」の次に「、法第73条の24第3項の規定の適用を受けようとする者にあつては当該申告書に前項の書類（第75条第3項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。）をそれぞれ」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 法第73条の24第3項の規定の適用を受けようとする者が提出する第2項の申告書には、次に掲げる書類（第75条第3項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。）を添付しなければならない。

- (1) 当該土地の上にある法第73条の27の2第1項に規定する耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に令第37条の18第3項第2号の規定に該当する住宅であることを明らかにする書類
- (2) その他知事が必要と認める書類

附則第1条の2及び附則第1条の2の2中「第65条及び第72条の45の2」を「第65条第1項及び第4項並びに第72条の45の2第1項」に改める。

附則第5条の6中「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に改める。

附則第5条の7第1項及び附則第5条の8中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附則第5条の12第1項中「第73条の24第1項又は第2項」を「第73条の24第1項から第3項までのいずれか」に、「同条第1項又は第2項」を「同条第1項から第3項までのいずれか」に改める。

附則第5条の13第2項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 当該住宅が令第37条の18第1項に定める床面積の上限を超えないとしたなら

ば法第73条の27の2第1項の規定の適用を受けることとなる住宅である場合においては、同項に規定する耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に令第37条の18第3項第2号の規定に該当する住宅であることを明らかにする書類

附則第5条の14第1項に次の2号を加える。

- (4) 土地を取得した日から1年以内に当該土地の上にある法第73条の27の2第1項の規定に該当する住宅を取得した場合 1年6月以内
- (5) 土地を取得した日前1年の期間内に当該土地の上にある法第73条の27の2第1項の規定に該当する住宅を取得していた場合 6月以内

附則第6条の3の2第2項から第8項までの規定中「第12項まで」を「第13項まで」に改める。

附則第6条の3の3中「平成30年3月31日」を「平成31年9月30日」に改める。

附則第6条の3の4第9項各号列記以外の部分中「第11項まで」を「第12項まで」に、「並びに衝突」を「、衝突」に改め、「衝突被害軽減制御装置」という。)の次に「又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置(以下この条において「車線逸脱警報装置」という。)のいずれか2以上」を加え、「第3号」を「第4号」に改め、同項第3号中「及び同条」を「、同条」に、「のいずれにも」を「又は同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「附則第4条の6の2第12項」を「附則第4条の6の2第13項」に、「第11項まで」を「第13項まで」に、「及び同条」を「、同条」に、「のいずれにも」を「又は同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「乗用車(省令附則第4条の6の2第8項に規定するものに限る。)」又はバス(省令附則第4条の6の2第9項に規定するものに限る。)(第11項及び第12項において「バス等」という。))」を「バス等」に、「車両安定性制御装置に係る保安上又は」を「車両安定性制御装置に係る保安上若しくは」に、「附則第4条の6の2第10項」を「附則第4条の6の2第12項」に、「第11項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」を「第12条

までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」に、「及び同条」を「、同条」に、「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で省令附則第4条の6の2第11項に規定するもの（以下この項から第11項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも」を「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に」に改め、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 車両総重量が5トン以下の乗用車（省令附則第4条の6の2第8項に規定するものに限る。）又はバス（省令附則第4条の6の2第9項に規定するものに限る。）（以下この条において「バス等」という。）であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で省令附則第4条の6の2第10項に規定するもの（以下この項から第12項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で省令附則第4条の6の2第11項に規定するもの（以下この条において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの附則第6条の3の4第10項を次のように改める。

- 10 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの（省令附則第4条の6の2第14項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第120条第1項の規定の適用については、当該取得が

平成30年11月1日から平成31年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

附則第6条の3の4第13項中「附則第4条の6の2第17項」を「附則第4条の6の2第18項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「車両総重量が12トンを超えるバス等」を「バス等及び車両総重量が3.5トンを超え22トン以下のトラック」に、「車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「車線逸脱警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で省令附則第4条の6の2第15項に規定するもの」を「車線逸脱警報装置に係る保安基準」に、「附則第4条の6の2第16項」を「附則第4条の6の2第17項」に改め、「平成31年3月31日」の次に「（車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックにあつては、平成30年10月31日）」を加え、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第4条の6の2第14項」を「附則第4条の6の2第16項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項の次に次の1項を加える。

11 車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成27年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（省令附則第4条の6の2第15項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第120条第1項の規定の適用については、当該取得が平成30年10月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

附則第6条の5第1項の表以外の部分中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改め、同条第2項中「によつて」を「により」に、「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（法人の県民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の富山県税条例（以下「新条例」という。）第27条、附則第1条の2及び附則第1条の2の2の規定は、平成29年1月1日以後に地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第65条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の県民税に係る延滞金について適用する。

（不動産取得税に関する経過措置）

第3条 新条例第85条、附則第5条の6から附則第5条の8まで及び附則第5条の12から附則第5条の14までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

第4条 新条例附則第6条の3の2から附則第6条の3の4までの規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（税 務 課）